

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

2025 年 6 月 25 日

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、利用可能な期限表記の無い下記の「商品券」、「ギフト券」につきまして、令和 7 年 7 月 31 日（木）を持ちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の下記の「商品券」、「ギフト券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までに釣具のキャスティング各店舗（オンラインストアを除く）でご利用いただくか、以下の払戻し申出期間内にお申し出いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ご利用終了および払戻し対象の前払式支払手段の種類】

商品券 1,000 円（フィッシャーマン記載）・商品券 1,000 円・ギフト券 1,000 円・ギフト券 100 円

（表面見本）



【ご利用終了日】

令和 7 年 7 月 31 日（木）釣具のキャスティング各店（オンラインストア除く）の営業時間まで

【払戻しの申出期間】

令和 7 年 8 月 1 日（金）午前 9 時 00 分から令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時 00 分

受付時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（土、日、祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

【申出および払戻しの方法】

株式会社ワールドスポーツ管理部経理課までメールまたはお電話にてご連絡ください。

ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「払戻し申請書」を郵送いたします。日付・氏名・住所・連絡先・振込先口座情報をご記入いただき、返信用封筒に未使用の「商品券」または「ギフト券」を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書と未使用の「商品券」または「ギフト券」を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振込みいたします（返信用切手代、振込手数料は弊社にて負担いたします）。なお、払戻の申出期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は本件に関する事項以外には使用いたしません。

【お問い合わせ先および払戻し担当部署】

株式会社ワールドスポーツ 管理部経理課 〒187-0002 東京都小平市花小金井 3-34-26

T E L : 042-470-5020 メール : ws-keiri@world-s.jp